

強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）の見直し

※ 令和元年度において本事業により支援を行う全ての災害支援に適用します。

1 共同利用メニューの新設

【概要】

農業用機械等の復旧に当たって、被災農業者が共同で利用する農業用機械等の取得等を支援します。
この場合、**原形復旧を超える農業用機械等の取得も可能**とします。

【共同利用メニューの対象となる機械・施設】

複数の農業者が集まって、法人化や任意組合等を組織して、**取決めに基づき共同利用する農業用機械・畜舎等**
(本事業の対象となる園芸施設共済の加入対象施設以外の機械・施設)

【補助率】

1/2以内（3/10から1/2へ補助率を引き上げ）

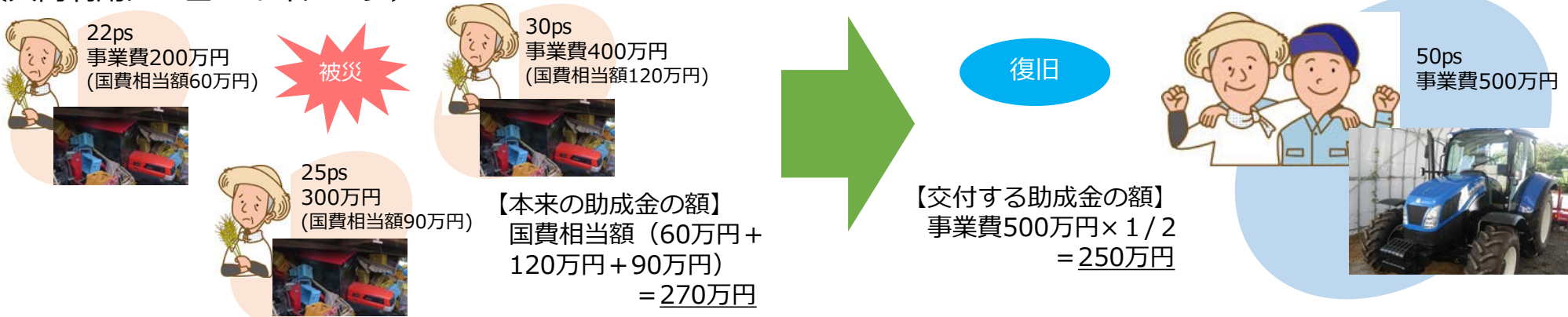
【助成上限額】

被災農業者の個々の農業用機械等の原形復旧に係る国費相当額の合計の範囲内

【取決めの内容については、以下を盛り込んでください】

- ・ 構成員の情報（氏名・住所、被災した農業用機械、畜舎等の状況）
- ・ 規模決定の根拠（今後の経営規模等）
- ・ 利用及び管理方法 等

〔共同利用メニューのイメージ〕



2 貸借機械・施設に対する支援

【概 要】

貸していた又は借りていた農業用機械・施設の復旧を支援対象とします。

【支援対象者、支援要件】

	修 繕	取 得 ・ 整 備
対 象	被災当時の 所有者 又は 借受者	被災当時の 所有者
主 な 支 援 要 件	・ 貸借関係が継続していること ・ 所有者・利用者の間で、被災施設等の復旧内容、経費等について合意されていること ・ 修繕する被災施設等について、処分制限期間の満了までの間、利用が継続すること	・ 所有者・利用者の間で、被災施設等の復旧内容、経費等について合意されていること ・ 再取得等する施設等及び当該施設が存する土地について、処分制限期間の満了までの間、利用が継続すること

〔貸借施設等の支援イメージ〕

【施設等の所有者】



貸付



【施設等の借受者】



修繕

強い農業・担い手づくり
総合支援交付金
(被災農業者支援型)
による支援

取得
修繕